

事業場のみなさまの  
下水道利用の手引き

豊中市上下水道局  
下水道管理課

## 下水道への排除基準

[健康項目]

水 質 項 目	基 準 値
カドミウム及びその化合物	0.03以下
シアン化合物	1以下
有機燐化合物	1以下
鉛及びその化合物	0.1以下
六価クロム化合物	0.5以下
砒素及びその化合物	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下
トリクロロエチレン	0.1以下
テトラクロロエチレン	0.1以下
ジクロロメタン	0.2以下
四塩化炭素	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0.06以下
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン(別名シマジン)	0.03以下
S-4-クロロベンゾール=N,N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	0.2以下
ベンゼン	0.1以下
セレン及びその化合物	0.1以下
ほう素及びその化合物	10以下
ふっ素及びその化合物	8以下
1,4-ジオキサベン	0.5以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、及び硝酸性窒素含有量	380未満 (125未満)

[環境項目]

水 質 項 目		基 準 値
温 度		4 5℃未満 (4 0℃未満)
水 素 イ オ ン 濃 度 ( P H )		5 超~9 未満 (5.7 超~8.7 未満)
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 ( B O D ) *		6 0 0 未 満 ( 3 0 0 未 満 )
浮 遊 物 質 ( S S ) *		6 0 0 未 満 ( 3 0 0 未 満 )
鉍 油 類 含 有 量	(日排水量 1,000 m <sup>3</sup> 未満)	5 以下
	(日排水量 1,000 m <sup>3</sup> 以上 5,000 m <sup>3</sup> 未満)	4 以下
	(日排水量 5,000 m <sup>3</sup> 以上)	3 以下
動植物油脂類含有量	(日排水量 1,000 m <sup>3</sup> 未満)	3 0 以下
	(日排水量 1,000 m <sup>3</sup> 以上 5,000 m <sup>3</sup> 未満)	2 0 以下
	(日排水量 5,000 m <sup>3</sup> 以上)	1 0 以下
窒 素 含 有 量 *		2 4 0 未 満 ( 1 5 0 未 満 )
磷 含 有 量 *		3 2 未 満 ( 2 0 未 満 )
沃 素 消 費 量		2 2 0 未 満
フ ェ ノ ー ル 類		5 以下
銅 及 び そ の 化 合 物		3 以下
亜 鉛 及 び そ の 化 合 物		2 以下
鉄 及 び そ の 化 合 物 ( 溶 解 性 )		1 0 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)		1 0 以下
ク ロ ム 及 び そ の 化 合 物		2 以下
色 又 は 臭 気		放流先で支障をきたすような色 又は臭気を帯びていないもの

1. 単位：温度、水素イオン濃度、色、臭気以外は mg/l
2. 基準値の ( ) は製造業にかかる基準
3. \*：月排水量 500 立方メートル以下は規制対象外

ダ イ オ キ シ ン 類	1 0 pg-TEQ/l 以下
---------------	-----------------

## 使用開始等の届出（下水道法第11条の2）

下水を下水道に排除しようとする事業場（特定事業場（注1）に限られません。）で、下記に該当する場合は、あらかじめ届出が必要です。

届出を要する場合	届出の内容	様式
1 1日最大汚水量が50立方メートル以上の場合（注2）	① 下水の量 ② 下水の水質 ③ 使用開始時期	公共下水道使用開始（変更）届 [法定様式第4]
2 排水基準に適合しない場合（注3）		
3 1, 2の届出者で水量水質の変更		
4 特定施設の設置者（上記1, 2にあてはまらない場合）	使用開始時期	公共下水道使用開始届[法定様式第5]

（注1） 特定事業場：次ページ参照

（注2） 最も多量の汚水を排除する1日の汚水量が50立方メートル以上の場合

（注3） 排除基準を1項目でも超える場合

# 特定事業場と特定施設

## 特定事業場

事業場排水の排除基準は、特定事業場とその他の事業場の違いはありませんが、事務手続き、種々の規制、罰則などに大きな違いがあります。

特定事業場には厳しい規制・罰則が適用されており、法律や条例に基づく届出も必要となります。あなたの事業場がこの特定事業場にあたるかどうか、よく調べていただく必要があります。

特定事業場というのは、特定施設を設置する事業場をいいます。

この事業場の中でも旅館業については、特定施設のない事業場と同じ扱いになります。

## 特定施設

特定施設とは、人の健康及び生活環境に被害を及ぼすおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法施行令（第1条別表第1）とダイオキシン類対策特別措置法施行令（第1条別表第2）で定められたものをいいます。

## 特定施設の設置者の受ける規制

### （1）工場等の実施制限（下水道法第12条の6）

特定施設を設置しようとするもの、または施設を改造しようとするものは、特定施設の設置届、または変更届を提出しなければなりません。また、届出が受理されてから60日以内には、特定施設等の工事に着手できないことになっています。これは届出の内容を審査するためです。

ただし、理由があって、工事を急がれる場合には、排除基準を守れると認められる場合に限り、短縮申請を行うことにより期間の短縮を行うことができます。

なお、審査の結果、排除基準を守れない施設であると認められる場合は、届出が受理された日から60日以内に限って、特定施設の構造、使用の方法、汚水処理の方法について、計画の変更や場合により設置計画の廃止が命じられることがあります。（計画変更命令（下水道法第12条の5））

### （2）改善命令等（下水道法第37条の2）

特定事業場（特定施設がすでに設置されている事業場）から、下水道へ排除されている下水の水質が特定施設の状況、汚水処理方法からみて排除基準に適合しない下水を排除するおそれがあるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法について改善を命じられたり、特定施設の使用もしくは、下水道への下水の排除の

停止を命じられることがあります。

(3) 排除基準に違反の時(下水道法第46条の2)

特定事業場から下水道へ排除される下水の水質が排除基準を超えたときは、告発し、罰則を適用することができるようになっていきます。

これを直罰とよんでおり、罰則は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金、過失の場合は、3ヶ月以下の禁固又は20万円以下の罰金となっております。

## 特定施設の設置等の届出（下水道法第12条の3）

特定施設の設置者は、公共下水道使用開始届とは別に特定施設設置届出書、又は特定施設使用届出書を提出しなければなりません。そのあらまは次表のとおりです。

（旅館業は除く）

届出を要する場合	届出の種類	届出の内容	届出の期限
公共下水道を使用している者で、特定施設を新しく設置しようとするとき （下水道法第12条の3第1項）	特定施設設置届出書	1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	特定施設を設置しようとするときは、着工の60日前までに届け出てください。
公共下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定されたとき （下水道法第12条の3第2項）	特定施設使用届出書	2. 工場又は事業場の名称及び所在地	特定施設になった日から30日以内に届け出てください。
すでに特定施設を設置している事業場からの下水の排除先が公共用水域から公共下水道になったとき （下水道法第12条の3第3項）		3. 特定施設の種類 4. 特定施設の構造 5. 特定施設の使用の方法 6. 特定施設から排出される汚水の処理の方法 7. 下水の量及び水質、用水及び排水の系統	公共下水道を使用することになった日から30日以内に届け出てください。
上記による届出のうち、特定施設の構造等届出内容の4～7号についての事項を変更しようとするとき （下水道法第12条の4）	特定施設の構造等変更届出書		特定施設の構造等の変更をしようとするときは、着工の60日前までに届け出てください。
上記による届出のうち、氏名、事業場名、所在地等届出内容の1, 2号についての事項に変更があったとき、又は特定施設の使用を廃止したとき （下水道法第12条の7）	氏名変更等届出書	変更の内容等	変更もしくは、廃止した日から30日以内に届け出てください。
	特定施設使用廃止届出書	廃止の内容等	
上記の届出をした者の地位を承継したとき （下水道法第12条の8第3項）	承継届出書	承継の内容等	承継した日から30日以内に届け出てください。

（注）特定施設設置届出書及び特定施設の構造等変更届出書については、この届出が受理された日から60日後でなければ、工事にかかれません。ただし理由があつて工事を急がれる場合には、期間の短縮申請をして下さい。

## 除害施設の設置と届出（豊中市下水道条例第10条の2）

下水の水質が排除基準を超える場合は、前もって処理することが必要です。  
また、下記の事業場について、それぞれに示す届出が必要です。

### （1） 除害施設の設置に関する届出

#### 1. 特定事業場

「特定施設設置届出書」又は「特定施設使用届出書」の（汚水等の処理の方法）により届け出て下さい。

#### 2. その他の事業場（豊中市下水道条例第6条）

「除害施設計画確認申請書」により届け出て下さい。（工事着手の5日前までに申請）

### （2） 除害施設等の完工の届出（豊中市下水道条例第7条第1項）

除害施設工事完工届により届け出て下さい。

### （3） 除害施設管理責任者の選任及び届出（豊中市下水道条例第13条の2）

除害施設の維持管理を行う責任者を選任し、15日以内に届出を行って下さい。

## 特定事業場管理責任者の選任及び届出

### （豊中市下水道条例第13条の3）

特定施設の維持管理を行う責任者を選任し、15日以内に届出を行って下さい。

## 水質の測定義務（下水道法第12条の12）

特定事業場は、次のような方法でその下水の水質を測定して、その結果を5年間保存しておかなければなりません。

- （1） 水質の測定は、下水道法で定められた方法で行って下さい。
- （2） 水質の測定回数は原則として、温度、PH、について1日に1回以上、BODは14日に1回以上、その他の項目については7日に1回以上行わなければなりません。
- （3） 測定は水質が最も悪いと思われる時刻に行います。
- （4） 測定は、排出口ごとに公共下水道に流入する直前で行います。



## 立入検査（下水道法第13条）

公共下水道の管理者は、公共下水道の機能及び構造を保全し、又は下水処理場からの放流水の水質を適正に保つため必要な限度において事業場に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設等、その他の物件を検査できることになっています。

本市では随時、立ち入り検査を行い、特定施設、除害施設等の稼働状況や下水の水質等の検査をし、問題があれば必要に応じて施設の運転方法の変更や改善を命じることがあります。

## 報告の徴収（下水道法第39条の2）

公共下水道の管理者は、公共下水道を適正に管理するため、特定施設の設置者及び使用開始等の届出を必要とする水質に該当する者から必要な限度において事業場の状況、除害施設等、又は排除する下水の水質に関し、必要な報告を徴収することができるようになっています。

## 水質事故時の対応について（下水道法第12条の9 第1項及び第2項）

特定事業場で、政令で規定する物質が公共下水道に流入する事故が発生したときには、事業者は直ちに応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況や講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければなりません。

応急の措置が適切に講じられていない場合は、公共下水道管理者は応急の措置を講ずべきことを命ずることが出来ます。

事故時の対象となる物質及び油

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる28種類の物質
ダイオキシン類
水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる7種類の油(原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油)

なお、届出には所定の様式がありますので下水道管理課までお問い合わせ下さい。

## 水質使用料制度（豊中市下水道条例第15条第2項）

水質規制項目のうち、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）については下水処理場で処理することが出来ます。

しかし、濃度が高くなれば、下水処理場での処理に要する費用が余分にかかることとなります。

豊中市では、その余分にかかる費用を高濃度の下水を排除した事業場に負担していただく水質使用料（加算下水道使用料）制度を採用しています。

項目	水質	水量
BOD	300mg/l以上の汚水	排水量が500立方メートル/月を超えるもの
SS	300mg/l以上の汚水	同上

なお、一般下水道使用料とは別に徴収されます。

認定方法、料金等水質使用料制度についての詳細は、下水道管理課にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：

豊中市上下水道局 下水道管理課 管理係

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号

Tel. 06-6858-2941

Fax. 06-6846-5830

平成23年(2011年)4月1日作成

平成23年(2011年)11月1日改定

平成24年(2012年)7月18日改定

平成26年(2014年)12月1日改定

平成27年(2015年)4月1日改定

平成27年(2015年)10月21日改定

平成30年(2018年)3月2日改定